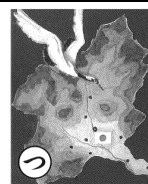




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年11月10日（月） 号 外 （第3号）

目 次

ページ

告 示

○高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための緊急的な消毒の実施（農政課）

2

■ 告 示

◎群馬県告示第245号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、次の区域において家きんを所有する者に対し、次のように消毒方法を実施することを命ずる。

令和7年11月10日

群馬県知事 山 本 一 太

1 実施の目的

本県における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の期日

令和7年11月13日から令和8年3月31日まで

4 実施方法

消石灰の農場内散布。ただし、同等の効果が認められる方法への代替も可とする。